

別紙

諮問第1042号～第1046号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる本件非開示決定1については、改めて保有個人情報を持定した上で、開示、非開示の判断をすべきであるが、その他の決定については妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日に〇〇署に110番した記録や〇〇の前で地域課の警察職員（〇〇署）で対応し、その後〇〇署刑事組織犯罪対策課で数名の警察職員に告訴など相談し、その後、警務課警察官と相談、自己（保有）情報の開示請求など相談し、又〇〇署から警視庁情報公開センターや、〇〇県警察本部などに照会、問合せなど他の団体、地方公共団体や同じ組織内で相談した記録など私に関する〇〇署に残る全記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和5年1月30日及び同月31日付けで行った別表1及び2に掲げる本件各決定について、それぞれの取消しを求めるというものである。

3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求は、令和5年10月30日に審査会へそれぞれ諮問された。

審査会は、令和7年1月29日に実施機関からそれぞれの理由説明書を収受し、同年1月27日（第188回第三部会）から同年5月28日（第191回第三部会）まで、4回の審

議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1042号から第1046号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 告訴・告発事件相談について

告訴・告発事件相談は、「告訴及び告発の取扱いについて」（平成15年4月1日通達甲（副監．刑．2．資）第15号。以下「告訴等通達」という。）及び「知能犯に関する告訴及び告発取扱要綱の制定について」（平成15年4月1日通達甲（刑．2．資）第3号。以下「告訴等取扱要綱」という。）に基づき、司法警察員たる警察職員が、犯罪により害を被った者等から告訴及び告発（以下「告訴等」という。）を受理するに先立ち、告訴人及び告発人から、犯罪事実、被告訴人及び被告発人に対する処罰意思の有無、公訴時効期間、親告罪の告訴期間等を確認するために受ける相談である。また、知能犯に関する告訴等の相談を受けたときは、警察総合相談業務等管理システム（警察相談に伴う相談業務（告訴等に係る相談を含む。）を総合管理するシステムをいう。以下「相談等管理システム」という。）に、当該相談に係る事案の概要、措置その他必要な事項を入力後、同システムから出力した告訴・告発事件相談簿について所属長の決裁を受け、関係資料と共に備え付けるものとされている。

ウ 110番通報の処理について

110番通報がなされた際に作成される記録として110番処理簿がある。

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令をした通報内容や、指令を受けた警察署の警察職員が現場に

臨場して取り扱った事件、事故等の処理結果を記録するために作成するものである。
また、実施機関では、110番通報及びその処理に関して警視庁警察通信規程（昭和49年9月5日訓令甲第17号）に基づいて、110番通報を受理した関係所属長等が、直ちに必要な措置を執り、その処理結果を速やかに通信指令本部長に連絡するとともに、110番処理簿を作成することとされている。

エ 110番通報以外の各種通報事案の処理について

警察署に対する110番通報以外の通報や所外活動中の警察官に対する訴え出（以下、併せて「110番以外の通報等」という。）に際して作成される記録として、各種通報事案処理簿がある。

各種通報事案処理簿は、警察署の通信指令者が、110番以外の通報等に基づき現場に臨場した警察官から報告を受けた際に作成するもので、報告内容から通報者及び当該事案の関係者等の情報を記載又は入力し、警察署長等に報告する際に使用するものである。

オ 相談管理簿について

「相談事務取扱要領の制定について」（令和元年6月21日通達乙（総、広、聴3）第107号）において、警察署長は、相談を受理するための総合的な窓口（以下「総合窓口」という。）を警察署の警務課に設置するものとされており、また、受理した全ての相談を一元的に把握・管理するための簿冊（以下「相談管理簿」という。）を備え付けるものとされている。

また、受理した相談については、必要事項を相談管理簿に登載し、当該相談に主として対応する部門（以下「担当部門」という。）に管理番号を通知することとされている。次に、相談管理簿に登載した相談のうち、重要相談として署長に報告した場合は、相談管理簿の「署長速報」欄に○印を記載することとされており、担当部門は、受理した相談を速やかに相談等管理システムに登録し、相談管理簿の「システム登録確認」欄の該当する処理結果に○印を記載することとされている。

カ 実施機関における開示請求等の手続について

本件各決定時点の実施機関における保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用

停止請求等（以下「開示請求等」という。）の受付事務については、「保有個人情報の開示請求等事務取扱要綱」（平成18年3月15日通達甲（副監．総．文．制）第2号。以下「開示等要綱」という。）により、必要な事項が定められていた。

開示等要綱には、警察署長は、保有個人情報の開示請求等の申出があった場合は、申出者に開示請求の趣旨を確認した上で開示請求等の手続を説明し、速やかに総務部文書課長（以下「文書課長」という。）に連絡するものとする旨定められている。

また、警察署に開示請求書等が提出された場合は、速やかに警視庁情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）に連絡するとともに、文書課長（情報公開センター経由）に当該開示請求書等を送付するものとしている。

キ 本件各非開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示決定1について

別表1に掲げる本件非開示決定1に係る請求個人情報は、「審査請求人が令和〇年〇月〇日に〇〇署に110番した記録に記録されている保有個人情報」（以下「本件請求個人情報1」という。）である。実施機関は、110番処理簿に対する開示請求があった場合における対象保有個人情報の特定に当たっては、事件や事故の発生を緊急で通知する110番通報という特殊性から、記載された個人情報が真に開示請求者自身のものであるか細心の注意を払っており、110番処理簿に記載された氏名、住所、生年月日、電話番号等から総合的に判断していると説明する。

また、実施機関は、本件請求個人情報1について、開示請求書の記載内容を基に調査したところ、同請求書に記載された電話番号と同じ番号で入電した110番処理簿（以下「本件110番処理簿」という。）を確認することができたが、本件110番処理簿には、審査請求人を特定するに足る氏名、住所、生年月日等の個人情報が記録されていなかったため、審査請求人を本人とする保有個人情報とは特定できなかったとのことである。

審査会が本件110番処理簿を見分したところ、開示請求書に記載された電話番号と同一の「通知電話番号」が記載されているものの、他に当事者の住所や氏名等、特定の個人を識別するに足る個人情報の記載はなく、本件110番処理簿の当事者に関する情報から直ちに通報者が審査請求人と同一であると認めることはできなかった。

しかしながら、同「処理てん末状況」欄には、後述する本件一部開示決定1で特定された「告訴・告発事件相談簿」の相談内容と酷似した入電状況や措置状況が記載されており、さらに、「入電日時」や「通報場所」及び「発生場所」の情報についても同相談簿に記載されている内容と矛盾しない内容が記載されていることが認められ、これらの状況からすれば、審査請求人が取扱いを受けた際の記載内容と認めることができる。そのため、本件請求個人情報1について本件110番処理簿に記載されている保有個人情報を審査請求人の保有個人情報として特定できなかったという実施機関の説明は首肯できない。

したがって、本件非開示決定1を取り消した上で、新たに本件110番処理簿に記載されている保有個人情報を審査請求人を本人とする対象保有個人情報として特定し、改めて開示、非開示の判断をすべきである。

(イ) 本件非開示決定2について

別表1に掲げる本件非開示決定2に係る請求個人情報は、「審査請求人が令和〇年〇月〇日に〇〇の前で地域課の警察職員（〇〇署）で対応した記録に記載されている保有個人情報」（以下「本件請求個人情報2」という。）である。

実施機関では、地域課の警察職員の取扱いに関する記録は、110番通報における取扱いに際して作成する110番処理簿があるほか、110番以外の通報等に際して作成する各種通報事案処理簿があるところ、110番処理簿については、上記（ア）の本件非開示決定1を行っており、本件請求個人情報2に係るその他の記録として各種通報事案処理簿を探索したが、同記録は存在しなかったとのことである。

審査会が検討するに、本件請求個人情報2は本件請求個人情報1と同日、同一の警察署における対応の記録を求めるものであり、上記（ア）で検討した本件110番処理簿が存在する一方、各種通報事案処理簿は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本件非開示決定2は、妥当である。

(ウ) 本件非開示決定3について

別表1に掲げる本件非開示決定3に係る請求個人情報は、「審査請求人が令和〇年〇月〇日に〇〇署警務課警察官と相談、自己（保有）情報の開示請求など相

談し、又〇〇署から警視庁情報公開センターや、〇〇県警察本部などに照会、問合せなど他の団体、地方公共団体や同じ組織内で相談した記録に記録されている保有個人情報」（以下「本件請求個人情報3」という。）である。

実施機関は、〇〇警察署が情報公開センターに問合せの上、開示請求手続、請求内容等について審査請求人に案内及び調整を行ったものであり、その際の記録は作成しておらず、また、〇〇警察署において、本件開示請求に関して〇〇県警察本部、他の団体、地方公共団体等（以下「他機関」という。）への照会、問合せ、相談等はしておらず記録は作成していないと説明する。

実施機関における開示請求等の取扱いは、開示等要綱に則って実施され、同要綱には、警察署長は、保有個人情報の開示請求の申出があった場合は、申出者に開示請求の趣旨を確認した上で開示請求の手続を説明し、開示請求書等が提出された場合は、速やかに情報公開センターに連絡するものとしている。

審査会が開示等要綱を確認したところ、開示請求等の受付時に速やかに情報公開センターに連絡するものと定められているものの、その記録を作成することや他機関への照会、問合せ、相談等を必要とする規定は存在しない。

これらを踏まえると、〇〇警察署が情報公開センターに問合せをしたが、その記録は作成しておらず、他機関への照会、問合せ、相談等はしていないため、その記録も存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件非開示決定3は、妥当である。

ク 本件各一部開示決定の妥当性について

（ア）本件一部開示決定1について

別表2に掲げる本件一部開示決定1に係る対象保有個人情報は、審査請求人が〇〇警察署に行った相談に関して作成された告訴・告発事件相談簿（警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号〇号）に記録されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）である。本件対象保有個人情報1は〇〇警察署において、担当職員が審査請求人から受けた相談に関する情報を相談等管理システムに入力し、同システムから出力した資料について所属長の決裁を受けた後、保管していたものであり、「告訴・告発事件相談簿」とその添付

書類である「相談処理経過の概要」及び「相談関係者」に記録されている情報から構成されている。実施機関は別表2に掲げる本件非開示情報1及び2を、それぞれ非開示とする本件一部開示決定1を行った。

a 本件非開示情報1の非開示妥当性について

本件非開示情報1は、警察職員の氏名及び印影である。実施機関は、本件非開示情報1は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号本文に該当すると説明する。

審査請求人は、ほぼ全ての職員が対面で氏名を名乗っており、警部以下の階級であっても、既知情報なので開示すべきである旨主張する。

これに対して、実施機関は、告訴等の相談業務において、警察職員の氏名を告知するような通例はなく、個別的な事情にとどまる限り条例16条2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない旨説明する。

この点について、審査会が告訴等通達及び告訴等取扱要綱を確認したところ、告訴等の相談業務において、相談対応した警察職員の氏名を告知することを義務付けた規定は見当たらなかった。また、その他の法令等においても当該相談業務において警察職員の氏名を告知することを義務付けたものはなく、実施機関が当該相談業務において警察職員の氏名を告知する通例はないとする説明は首肯できるものである。

したがって、審査請求人が、対応した警察職員の氏名を仮に知り得ることがあったとしても、法令等又は慣行に基づいて知り得た情報とはいえない。加えて、非開示とした警察職員の氏名及び印影は、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、慣行として公にしていないことから同号ただし書イには該当しない。さらに、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

以上のことから、本件非開示情報1は条例16条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

b 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報 2 を見分したところ、「告訴・告発事件相談簿」の「措置方法措置結果」欄並びに「相談処理経過の概要」の「分類種別」、「措置」の各欄及び「処理経過の概要」欄に記録されている相談事務に係る評価、判断等に関する情報は、いずれも本件告訴・告発相談の分類や今後の対応に関して警察職員が評価、判断した内容等に係る情報であり、「告訴・告発事件相談簿」の「被相談者」欄及び「相談関係者」欄に記録されている非開示とした情報は、いずれも相談者以外の人定情報であることが認められた。

実施機関の説明によると、相談業務は、警察職員が相談者等から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断するものであり、その業務を適正に遂行するためには事実を正確に把握し、適切に事案を判断することが求められているとのことである。このような業務の性質に鑑みると、本件非開示情報 2 を開示することにより、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容についての率直な判断や正確な分類を記録することを躊躇し、その結果、記録内容が当たり障りのないものになることにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例 16 条 6 号に該当することから、非開示が妥当である。

(イ) 本件一部開示決定 2 について

別表 2 に掲げる本件一部開示決定 2 に係る対象保有個人情報とは、「相談管理簿（〇〇警察署、令和〇年のもの）のうち、開示請求者に係る部分に記録されている保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報 2」という。）である。実施機関は、本件対象保有個人情報 2 のうち、相談対応した警察職員の氏名（以下「本件非開示情報 3」という。）は条例 16 条 2 号及び 4 号に該当し、「署長速報」欄及び「システム登録確認」欄に記録されている情報（以下「本件非開示情報 4」という。）は同条 6 号に該当するとして、本件非開示情報 3 及び 4 を、それぞれ非開示とする本件一部開示決定 2 を行った。

a 本件非開示情報 3 の非開示妥当性について

本件非開示情報 3 は、警察職員の氏名であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例 16 条 2 号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討したところ、本件非開示情報 3 で非開示とした警察職員の氏名は、本件非開示情報 1 の警察職員と同一であると認められ、前記（ア） a で検討した本件非開示情報 1 と同様に同号ただし書のいずれにも該当しないことから、本件非開示情報 3 は条例 16 条 2 号に該当し、同条 4 号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

b 本件非開示情報 4 の非開示妥当性について

実施機関によると、「署長速報」欄には警察職員が相談を受理し、重要相談として直ちに警察署長に報告した場合にその旨を記載し、「システム登録確認」欄には相談管理簿に記載された相談が相談等管理システムに登録されていることを確認し、当該相談の処理結果等を記載するとのことである。また、相談業務は、警察職員が相談者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価、判断するものであり、その業務を適正に遂行するためには事実を正確に把握し、適切に事案を判断し、引継ぎを行うことが求められているとのことである。

審査会が本件非開示情報 4 を見分したところ、「署長速報」欄には警察職員が本件相談を重要相談に当たるか否かについて判断した結果が示されており、「システム登録確認」欄には、本件相談の内容に基づき判断した処理結果が記載されているものと認められる。また、実施機関が説明する相談業務の性質に鑑みると、本件非開示情報 4 を開示することにより、前記（ア） b と同様に相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本件非開示情報 4 は、条例 16 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表1 本件各非開示決定

本件非開 示決定	本件請求個人情報	非開示（不存在）の理由	諮問番号
1	私が令和○年○月○日に○ ○署に110番した記録に記録 されている保有個人情報	警視庁○○警察署で令和○ 年○月○日に作成され、保存 されている110番処理簿を確 認しましたが、あなたと識別 することができる個人情報 が記録された110番処理簿 は、存在しません。	第1043号
2	私が令和○年○月○日に○ ○の前で地域課の警察職員 （○○署）で対応した記録に 記録されている保有個人情報	開示請求に係る保有個人情 報が記録された公文書は、作 成しておらず、存在しませ ん。	第1044号
3	私が令和○年○月○日に○ ○署警務課警察官と相談、自 己（保有）情報の開示請求な ど相談し、又○○署から警視 庁情報公開センターや、○○ 県警察本部などに照会、問合 せなど他の団体、地方公共団 体や同じ組織内で相談した 記録に記録されている保有	開示請求に係る保有個人情 報が記録された公文書は、作 成しておらず、存在しませ ん。	第1046号

	個人情報		
--	------	--	--

別表 2 本件各一部開示決定

本件一部 開示決定	本件対象保有個人情報	本件非開示情報 (非開示理由)		諮問番号
1	告訴・告発事件相談簿 (警視庁〇〇警察署、受 理年月日 令和〇年〇月 〇日、受理番号 〇号)に 記録されている保有個 人情報	1	警察職員の氏名及び印影 (条例 16 条 2 号及び 4 号)	第 1 0 4 2 号
		2	「告訴・告発事件相談簿」の ・「措置方法措置結果」欄に 記録されている情報 ・「被相談者」欄に記録され ている情報 「相談処理経過の概要」の ・「分類種別」欄に記録され ている情報 ・「措置」欄に記録されてい る情報 ・「処理経過の概要」欄に記 録されている相談事務に 係る評価、判断等に関する 情報 「相談関係者」に記録されて いる非開示とした情報（警察 職員の氏名を除く） (条例 16 条 6 号)	
2	相談管理簿（〇〇警察 署、令和〇年のもの）の うち開示請求者に係る 部分に記録されている	3	警察職員の氏名 (条例 16 条 2 号及び 4 号)	第 1 0 4 5 号
		4	「署長速報」欄及び「システ ム登録確認」欄に記録されて	

	保有個人情報		いる情報 (条例 16 条 6 号)	
--	--------	--	-----------------------	--